

(2023年3月5日)

第41回 赤松小三郎研究会のご報告

日時： 2023. 2. 11 (土) 14:00～17:00

場所： 日比谷図書文化館 4階 セミナールーム B

出席者： 13名

< 配布資料 >

- 資料-1 「建白七策」と幕末期における憲法（議会）構想（試論）のレジメ～滝澤進さん
- 資料-2 第9回赤松小三郎講演会のご報告～荻原貴さん
- 資料-3 赤松小三郎と坂本龍馬の暗殺（レンズが撮らえた幕末日本の事件史より）～石川浩さん
- 資料-4 赤松小三郎研究会設立10周年について（自由討議資料）～滝澤進さん
- 資料-5 周年事業検討資料～岡田渉さん

< 内容 >

I 「建白七策」と幕末期における憲法（議会）構想（試論）

発表者：滝澤進氏

<はじめに>

赤松小三郎の「建白七策」は、明治以降今日に至るまで、その歴史的意義について種々の評価がなされてきたが、未だ十分な検証が行われてきたとは言えない。

本稿では、そのような状況を踏まえ、「建白七策」について、現実の政治に及ぼした影響等も含め、他の憲法（議会）構想等と比較することによって、その歴史的意義の検証を試みたい。

このため、以下において、次の4つの観点から、順次、検討を行う。

- ① 建白七策について、明治以降どのような評価が行われてきたのか。（第1章）
- ② 幕末の憲法（議会）構想のもととなった欧米の憲法（議会）思想は、どのようにわが国に移入されてきたのか。（第2章）
- ③ 幕末において、欧米の憲法（議会）構想の受容により、どのような憲法（議会）構想が提起されたのか。（第3章）
- ④ 幕末の政治に及ぼした影響等も含め、建白七策と他の憲法（議会）構想とを比較し、建白七策の歴史的意義はどこにあるのか、また、如何に評価されるべきか。（第4章）

第I章 建白七策に対する諸評価

本章では、明治以降今日に至るまで、識者がその著書等において、「建白七策」についてどのような見解・意見等を述べてきたかについて概観する。

・山路愛山「信濃毎日新聞」・渋沢栄一「徳川慶喜公伝」・尾佐竹猛「維新前後における立憲思想」・千野紫々男「幕末の先覚者 赤松小三郎」・徳富蘇峰「近代日本国民史 明治維新と江戸幕府」・柴崎新一「赤松小三郎先生」・小早川欣吾「明治法制叢考」・栗原隆一「幕末の悲歌」・小林利通「赤松小三郎—議会政治の先唱者—」・江村栄一「憲法構想」・寺島隆史「赤松小三郎 松平忠厚」・青山忠正「慶応3年12月9日の政変」（「講座明治維新」第2巻所収）・宮地正人「地域の視座から通史を撃て」・関良基「赤松小三郎ともう一つの明治維新」・岩下哲典「上田藩士赤松小三郎の国家思想と薩摩藩」（「東アジアの秩序を考える」所収）・三谷博「維新史再考」・安藤優一郎「幕末の先覚者 赤松小三郎」

第Ⅱ章 幕末期における公議輿論の高まりと欧米議会思想の移入

幕末期における議会構想は、対外的事件などを契機として、公議輿論が高まる中で、欧米の議会思想を移入することによって、育まれた。

本章では、幕末の対外的事件の発生を契機として、どのように公議輿論が起こり、高まっていったのか、欧米の議会思想は、どのような手段・ルートを通じてわが国に移入されたかについて、概観する。

1. 対外的事件の発生と公議輿論の高まり

幕末の対外的事件を契機として、幕府権力の衰退が露わとなり、幕府の専制によらず、合意を形成することによって国の意思形成及び統一を図ろうとする「公議輿論」が高まった。ここでは、公議輿論の背景となった幕末の対外的事件の発生と対応がどのようなものであったのか、その結果、どのように公議輿論が起こり、高まっていったのかについて、概観する。

○公議輿論の高まり

幕末期に高まった公議輿論は、幕府の専制によらず、合意を形成することによって国の意思形成及び統一を図ろうとするものであった。

このような動きは、幕府権力が衰えるとともに、国際環境が対外的事件やアヘン戦争によって大きく変化する中で起こったものであり、老中阿部正弘が海防や開国の是非を巡って諸侯から民衆にまで広く意見を求めたことなども直接的な契機となった。

このような中で、現状の幕府のあり方を変えるために、西洋の議会制度を日本に取り入れて、幕府あるいは日本国家の改革を行う必要があるとする提言が出されるようになった（第Ⅲ章参照）。

2. 欧米議会思想の移入

幕末におけるわが国の憲法（議会）構想は、欧米の議会制度に関する思想や情報を取り入れることによって、育まれた。

それを実現した手段やルートとしては、①海外文献の翻訳・翻刻・紹介、②欧米諸国への使節の派遣・見聞録の執筆、③留学生の派遣、④漂流者からの知識移入の4つがあり、以

下に概観する。

これらを見ると、幕末、幕府をはじめ当時の知識層が、世界の議会制度、政治、社会、文化についての知識・情報の摂取に、如何に熱心に取り組んでいたかが了解できる。

○海外文献の翻訳・翻刻・紹介

欧米の議会制度について最も早く情報をもたらしたのは、寛政元年（1789）の「泰西輿地図説」（朽木昌綱）と言われるが、その後も多くの海外文献が紹介され、特に、魏源の「海国図志」は、わが国の知識層に広く読まれ、かつ大きな影響を与えた。

○欧米諸国への施設派遣・見聞録の執筆等

文献よりも少し遅れるが、欧米諸国への使節派遣によって議事堂の様子などを実地に見聞した経験、それに基づいて執筆された見聞録等は、幕末の議会制度論に大きな影響を与えた。特に、幕府の海外使節に参加した福澤諭吉が著した「西洋事情」は、欧米諸国の歴史、政治、経済の原理と現状を詳細に紹介した、当時の新知識の宝庫であり、赤松小三郎にも大きな影響を与えたものとみられる（小三郎の遺品中にあり。）。

○留学生の派遣

幕末の留学生の派遣は、文久2年（1862）の幕府による派遣に始まり、以後尊攘派の薩長両藩を含め、諸藩も競って派遣した。

多くの留学生は、留学先での研鑽の結果を活かし、近代日本の建設に大きく貢献した。

○漂流者からの知識移入

幕府による鎖国政策の結果、海難に遭って漂流した漁船員等には厳しい運命が待ち受けていたが、中には、日本への帰還を果たし、幕末の日本に貴重な情報をもたらした者もあった。これらの者の中には、中濱萬次郎や濱田彦蔵のように、長期にわたるアメリカでの見聞の結果を活かし、米国の議会制度の特質を良く伝える記録等を残した者もあった（連邦制度、国民主権的思想、三権分立等）。

第三章 幕末期における憲法（議会）構想（王政復古前）

わが国が開国を断行した当時、欧米諸国では、成文憲法によって、個人意志を代表する議会を国家権力の決定・行使に参与させるとともに、個人の自由権を保障する、いわゆる立憲制を採ることが、近代国家の前提的条件と考えられるようになっていた。

わが国においても、このような民権的思想に根拠を置く具体的な組織としての合議制によって幕府あるいは日本国家の改革を行う必要があるとする提言が出されるようになった。

本章では、幕末期（王政復古前）において、どのような憲法（議会）構想が提起されたのかについて、概観する。

1. 幕府側の議会構想

幕府は、当時輿論となった「公議政体論」に立って、藩治制封建制度に根本的な変革を加えることなく、当時の国内的諸実態に合った議会制度を樹立しようとした。

このため、幕府側の議会制度論は、幕府それ自体の実権の維持存続、徳川が引き続きその実権を掌握することを狙いとした封建的身分階級の上に組織される、列藩会議的議会制度であり、公卿階級を完全に政治圏内より排除するものであった。

2. 「建白七策」と西周「議題草案」の比較

西の「議題草案」は、慶喜の大政奉還直後の慶応3年（1867）11月に慶喜に提出されたものである。

小三郎の「建白七策」とは、政体の基本についての考え方が異なるとともに、「建白七策」が、政体・議会についての構想とともに、人材教育、貨幣、海陸軍兵備を含む幅広い分野を対象としているのに対し、西の構想には、政体構想以外の分野についての記述はない。

主なる項目について、両者を比較すれば、次のとおり。

	赤松小三郎「建白七策」	西周「議題草案」
<u>政体</u>	<u>天幕御合体・諸藩一和</u>	<u>徳川家当主が「大統領」</u>
<u>行政権</u>	<u>天皇の下に6大臣</u>	<u>徳川家当主の「大統領」の下に5大臣</u>
<u>立法権（議会）</u>	上下2局の「 <u>議政局</u> 」	上下2院の「 <u>議政院</u> 」
上院議員	<u>公卿、諸侯、旗本</u> から選出された30名	大名から選出（公卿には認めず。）
下院議員	各藩から <u>普通選挙</u> で選出された130名	各藩1人あて <u>藩士</u> から選挙（ <u>庶民の選挙権は認めず。</u> ）
立法権の範囲	すべての法律	すべての法律
<u>拒否権</u>	議会の <u>再度の決定に天皇の拒否権はない。</u>	<u>議会の決定に天皇・政府の拒否権はない</u>
<u>人事</u>	議政局で決定。	—
<u>司法権</u>	—	行政権の一部として認める。
<u>三権分立</u>	—	不十分ながら有り。
<u>その他の規定</u>	人材教育 人民皆平等 職業選択の自由 納税の義務、課税の平等化 国中の貨幣統一 海陸軍兵備 諸物製造局 体格の改良	— — — — — — —

2. 諸藩等の議会構想

越前と土佐の2藩は、議会政治論を公議政体論の上に立てていたが、両藩の議会制度論には、共通点と相違点がある。

・ 共通点

- ・ 両藩とも、藩の根本方針として、勤皇佐幕を目的とし、徳川家を維持存続させるために、議会制度を採用して平和裡に国論を統一しようとした。

- ・ 列藩会議的な議会組織を藩治制封建制度の上に建設しようとしていた。
- ・ 他面、公卿階級をも議員の一員として参政させようとしたことは、勤皇的な一面である。
- ・ 相違点
 - ・ 両藩に根本的に相違する点は、大政奉還の性質で、越前藩は大政奉還後徳川氏中心の議会制度を樹立しようとしているのに対し、土佐藩はあくまで徳川氏は諸侯の一員としていた。
 - ・ また、越前藩は、議会を諮問機関とし、選挙制度を採用しない、武士階級、までを政治に参与し得る限界とするのに対し、土佐藩は、議会に行政機関に対立する強い権限を賦与、選挙制度を採用、上公卿より下庶民に至るまで等しく参政し得るとした。

2. 薩摩藩と長州藩の議会制度論

薩摩藩においては、幕府権力を弱体化するための手段として、議会制度を利用しようとしていたものと考えられるが、議会制度についての知見は一般的なものとどまった。

薩長2藩は、打倒幕府が当面の主要目的であり、このために公議政体論を利用し、その支持を得て、幕府の失政を攻撃して弱体化し、倒壊に導こうとした。

3. 濱田彦蔵の憲法構想

濱田彦蔵の「国体」は、慶応元年（1865）に外国奉行に提出した、日本最初の憲法草案とされるもので、アメリカ憲法の特徴を参考にしながら、日本の幕藩体制下という事情に配慮し、独自の構想で起草された、とされる（「明治前期の憲法構想」（江村栄一）（pp7～11））。

基軸としての大君、議会による立法と大君大権の制約、憲法による制度化という構想は、その後幕臣の中からも提起されてくる（「立憲君主制憲法」（江村栄一））。

なお、天皇についての規定はない。

○「建白七策」と濱田彦蔵「国体」の比較

濱田彦蔵の「国体」は、「建白七策」の建言よりも2年ほど早く、慶応元年（1865）5月6日に外国奉行阿部越前守に提出されたものであり、上記のとおり、日本最初の憲法草案と評されてる。

小三郎の「建白七策」と比較すると、「建白七策」が、議会構想を含む政体構想とともに、人材教育、人民皆平等、国中の貨幣統一、海陸軍兵備、諸物製造局、体格の改良等幅広い分野を対象としているのに対し、「国体」は、政体構想と人権規定を対象とするもので、対象範囲が大きく異なっている。

また、「建白七策」が、「天幕御合体・諸藩一和」によって平和的な体制移行を企図しているのに対し、「国体」は、従来の徳川家中心の体制の維持を前提とするものであって、現実の政治的解決策としては、無理があったものと考えられる。

「国体」には、「建白七策」にない「三権分立」（司法権）が盛り込まれており、また、詳細な「人権規定」が盛り込まれていることは注目に値する。

主なる項目について、両者を比較すれば、次のとおりである。

	赤松小三郎「建白七策」	濱田彦蔵「国体」
政体	天幕御合体・諸藩一和	徳川家当主が「大君」(世襲)
行政権	<u>天皇</u> の下に6大臣	<u>徳川家当主</u> の「大君」の下に5大臣
	—	老中・若年寄は10万石以下の大名より選挙で選出
	—	大公議所—全国的事項
	—	小公議所—地方的事項
立法権（議会）	上下2局の「 <u>議政局</u> 」	3院で構成される「 <u>大評定所</u> 」
議員の選出	<u>上局</u> 公卿、諸侯、旗本から選出された30名	<u>国司大名詰所</u> 20歳以上の国持大名18名（公卿は認めず。）
	<u>下局</u> 各藩から <u>普通選挙</u> で選出された130名	<u>諸大名詰所</u> 老中を除く20歳以上の家門・譜代・大小名
		<u>大百姓大商人詰所</u> 年齢25歳以上の大農、大商人3万人内外より1人の割合で選挙。
立法権の範囲	すべての法律	すべての法律
拒否権	議会の再度の決定に天皇の拒否権はない。	三院の再度の決定（三分の二の賛成）に行政府の拒否権はない。）
<u>司法権</u>	—	「第一の調所」（上級裁判所） 「小なる調所」（下級裁判所）
三権分立	—	不十分ながら有り。
<u>人事</u>	議政局で決定	大君（行政府）が決定

<u>その他の規定</u>	人材教育	—
	<u>人民皆平等</u>	<u>人権保障規定</u>
	<u>職業選択の自由</u>	(<u>信教の自由、言論・出版・集会の自由、役人兵士等による住居への不法侵入の禁止、個人財産への不法侵害の禁止、令状なしの逮捕や差し押さえの禁止</u>)
	<u>納税の義務、課税の平等化</u>	—
	国中の貨幣統一	—
	海陸軍兵備	—
	諸物製造局 体格の改良	—

第IV章 赤松小三郎の「建白七策」と幕末期における議会構想

1. 建白七策の歴史的評価について

① 議会構想が一般化していたことは事実

前章でも見たとおり、赤松小三郎の建言以前においても、議会制度を構想していた例は、幕府、諸藩を問わず、数多く見られ、かなり一般化していたことが認められる。

② 先進的・具体的・体系的な議会構想は、「国体」を除き、見当たらない。

赤松建言以前の構想を点検すると、濱田彦蔵慶の「国体」（慶応元年（1865）5月6日）を除き、先進的・具体的・体系的な議会構想を立案していたものは、見当たらない。

③ 当時の政治情勢において紛争を平和的に解決する唯一の構想

幕府、諸藩の議会構想は、赤松の建言当時においては、徳川将軍を頂点とする列藩会議的議会制度に基づくものであって、幕府と薩長両藩が対立する政治情勢においては、紛争を平和的に解決するための手段とはなり得ないものであった。

④ 薩土盟約の締結、覚馬の管見等を経過して、新しい時代をリード

「建白七策」の憲法構想は、建言から4か月後の薩土盟約の締結、山本覚馬の「管見」等を通じ、わが国の近代化、新しい時代の発展に大きく寄与した。

⑤ 小三郎の建白七策の総合的評価

小三郎の建白七策は、建言当時において、他のどの構想よりも、政体の内容の先進性・具体性・体系性、さらに憲法構想と呼び得るその広がりにおいて、群を抜くものであり、かつ、当時の政治社会状況において現実的なものでもあって、その後のわが国の近代化、新しい時代の発展に大きく寄与した。

2. 建白七策の再評価

「建白七策」がわが国の近代化をリードした「グランドデザイン」としての先進性・具体性・体系性と広がり、他の構想には見られないものであり、その意義の再評価が必要で

ある。

II 第9回赤松小三郎講演会のご報告

発表者：萩原貴氏

昨年12月10日（土）、日比谷図書文化館で開催された第9回赤松小三郎講演会（演題：「赤松小三郎の立ち位置－公論と暴力の比較史を背景に－、講師：三谷博氏（東京大学名誉教授）」の概略の報告。

- ・講演では赤松の兵学者としての側面や薩摩に与えた影響については触れなかった（前置きあり）。
- ・三谷博氏の赤松の捉え方
 - ①赤松は、慶応3年5月に、幕府・越前・薩摩に政体改革を建言し、同年9月に、薩摩の桐野利秋らにより暗殺された。彼は暴力を使わない平和的な政権の移行・政体そのものの変革、特に議会をどう運営したらよいか、などを唱えたが、皮肉にも暴力（テロリズム）によってこの世から排除されてしまった。
 - ②グローバルな視点からみると、あらゆる革命で「公論」（公の場で政治の議論をすること）と「暴力」は同時に出現し（赤松は個人としてそれを体現したと言える）、「暴力」を排除して終わる。
 - ③赤松がもし生きていたら赤松は明治時代に随分大きな働きをいただろうと考えると、暗殺されたことが残念でならない。
- ・「建白七策」（御国事御改正之一二件奉申上候口上書覚）（慶応三年五月）については一通り説明があり、特に身分の世襲を廃止し、有司（官僚）に旗本を加えていることは他に余り見ないとのコメントあり。

また、「いわゆる「薩土盟約」の構想の骨格は赤松の建言と酷似していた」「政体」（慶応二年七月）には、赤松・後藤らが必要な事を考え出し、具現化しようとしたものが詰まっている」としている。
- ・暗殺について

三谷氏は、歴史家としては「陰謀論」は良くない（陰謀論は確かな証拠があるときだけ採用すべき、陰謀論をとると人に対する疑いがどんどん膨らみ、事を荒立ててしまう）という立場から、あくまで「桐野利秋等の単独犯行説」（薩摩藩は関わっていない）を主張。これに対しては関良基さん他から反論が出て会場は盛り上がった。

本件について石川浩さんから今回の研究会で、暗殺は薩摩藩の藤井良節の指示があったことをうかがわせる資料（赤松小三郎と坂本龍馬の暗殺（レンズが撮らえた幕末日本の事件史より）が紹介された。研究会としては今後も確かな証拠となる史料を探していきたい。
- ・講演後半の内容は、三谷氏の最近のライフワークともいえる「公論と暴力」を背景とした「幕末明治20年の動乱の歴史」についてであり、こちらも大変興味深い内容であった。

Ⅲ 赤松小三郎研究会設立 10 周年について（自由討議）

赤松小三郎研究会は、2013 年 8 月の発足以来、赤松小三郎の歴史的な再評価の実現や幕末史の研究の深化などを目指して活動を続けてきたが、本年で設立 10 周年を迎える。

このため、設立 10 周年を記念して、これまでの研究会の活動で十分実施できなかった事業で、研究会の設立目的に相応しいものを選び、実施を検討する。

記念事業の選択は、今後の研究活動の発展のステップとなるよう、他の研究会の例等も参考に、慎重に行う。

- ・ 記念事業の具体化は今後早めに検討するとし、以下の内容案が示された。

① 赤松小三郎関係資料の編集・発行

（例）「赤松小三郎資料集」「赤松小三郎事績集」「赤松小三郎講演会講演集」
「赤松小三郎研究会の活動記録」

② 赤松小三郎研究会ホームページの立上げ

- ・ 岡田渉さんから、「周年事業検討資料」の紹介があった。

◎その他連絡事項～滝澤進会長より

- ・ 運営委員の変更

白井亜希さんが運営委員を辞任されました。

- ・ 監事の交替

毛利元晶さんから小山満さんへ交替しました。

（上記はいずれも運営委員会です承済みで、今回事後報告になります。）

（記録：荻原貴）